

別紙

2050年のカーボンニュートラルの実現を推進する意見書

2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、現在、国においては、他国に先駆けて気候変動対策に取り組み、令和元年6月にG7では初めてパリ協定に基づく長期戦略にカーボンニュートラルへの道筋を示して国連に提出しているほか、本年5月26日の参院本会議では、「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を盛り込んだ改正地球温暖化対策推進法」が全会一致で可決しています。

また中期目標の基準年度の2013年度と比べて温室効果ガス総排出量を14%削減しており、その削減は2013年度から7年連続となっており、2013年度以降7年以上連続で削減を実現しているのはG7で日本と英国だけであるものと認識しています。

一方、資源が少ない我が国は、今後、多様な高効率エネルギー源をバランスよく活用することが重要であり、現在、見直しが進められている「第6次エネルギー基本計画」の策定においては、徹底した省エネに加え、地方創生における再生可能エネルギー（再エネ）の導入拡大を推進、再生可能エネルギー（再エネ）の主力電源化の推進、イノベーション（技術革新）の創出など、2050年のカーボンニュートラルの達成につながる計画内容を明記し、下記の事項に取り組むことを求めます。

記

- 1 再エネについては、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、最大限導入するとともに、太陽光や風力（洋上風力も含め）の活用推進、水素社会の構築に取り組むこと。
- 2 石炭火力を含む火力発電については、安定供給を大前提にしつつも、その発電比率をできる限り引き下げていくこと。
- 3 徹底した省エネ、再エネの最大限の導入取り組み、原発依存度を可能な限り低減するとともに、現在運用している原子力発電所については、40年の稼働後、最長20年まで延長可能とするルールができているが、再稼働が予定されている施設もあることからその稼働にあたっては安全性を最優先すること。
- 4 資源が乏しく周囲を海で囲まれた我が国においてエネルギー政策を考えていくうえでは、安全性、安定供給、経済性、環境整合性、いわゆる3E+Sの視点が欠かせないが、そうした中でも2050年のカーボンニュートラルへの目標実現に向けて、水素、蓄電池、洋上風力、カーボンリサイクルなど多分野における革新的技術開発の推進をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月18日

鴻 巣 市 議 会

衆 議 院 議 長	殿
参 議 院 議 長	殿
内 閣 総 理 大 臣	殿
経 済 産 業 大 臣	殿
環 境 大 臣	殿
国 土 交 通 大 臣	殿
農 林 水 産 大 臣	殿